

第4回
富士河口湖町宿泊税検討委員会

協議資料

2026年1月15日

① 入湯税と宿泊税で免除対象を統一（12歳未満を免除）した方が良いのではないか？

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・入湯税徴収施設での事務負担が減少する	<ul style="list-style-type: none">・全ての宿泊施設で年齢確認事務が発生する・1棟貸しの民泊・コテージなど従業員が常駐していない施設での対応方法が懸念される・年齢確認のために予約システム等の改修が必要となる可能性がある

【補足】入湯税と宿泊税で免除の対象が異なることについて

地方税法第6条第1項の規定により『地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる』とされていますが、税金はその種類（税目）毎に課税対象や目的が異なることから、減免の要件についても各税目の目的や運用実態に則して規定されます。

- 入湯税…鉱泉浴場（温泉）への入湯行為に対し課税
- 宿泊税…宿泊施設への宿泊料金を伴う宿泊行為に対し課税

入湯税が12歳未満を免除としている理由については、担税力（税金の支払い能力）がないことに加え、子どもの健全な成育に必要な保健衛生上の配慮があるとされています。

宿泊税についても、担税力が無いことを理由に12歳未満の課税免除を行うことは、「公益その他の事由」に該当し、適法であると考えられます。

一方で、免除対象者確認に伴い、特別徴収義務者（宿泊事業者）の事務が増加し、適切かつ円滑な税の徴収を阻害するおそれがある場合には、免除対象を設けないことにより、多くの特別徴収義務者（宿泊事業者）において事務負担の軽減につながると考えられます。

② 入湯税と宿泊税で二重の負担となるため、入湯税の減額ができないか？

→ 課税対象・目的が異なるためどちらかの税を減額することは難しいと考えます。

税の3原則（公平・中立・簡素）に抵触する恐れがあり、具体的には以下の懸念点が考えられます。

- ① 鉱泉浴場（温泉）を持たない宿泊施設との公平性が損なわれる恐れ
- ② 宿泊税の導入によって日帰り温泉利用者の入湯税も減額となることへの是非
- ③ 個別の税負担を他の税目の軽減により補填することの妥当性

【補足】福岡市における宿泊税導入に伴う入湯税減額の事例について

福岡市では宿泊税導入以前は、入湯税の税額を【宿泊：150円】、【日帰り：50円】と区別していましたが、宿泊税導入により宿泊入湯客に新たな負担が生じることから、宿泊客の負担軽減を目的として、宿泊に係る入湯税の税率を150円から50円に変更しています。

一方、当町の入湯税は、宿泊・日帰りの区分を設けず、一律150円としているため、福岡市と同様の理由により入湯税を減額することは適切ではないと考えられます。また、福岡市以降に宿泊税を導入した自治体においても、宿泊税導入を理由として入湯税の減額を行った事例は確認されていません。これらを踏まえると、宿泊税導入を理由とした入湯税の減額は難しいと考えられます。

③5,000円でも2万円でも同じく200円というのは違和感。定額制以外の選択肢も検討すべき

	メリット	デメリット
定額制	<ul style="list-style-type: none">特別徴収義務者において、宿泊者を支払った料金の価格帯別に区分してそれぞれの人数を算出する作業が発生せず、事務負担が軽減できる。近隣市町村でも同じ課税方式（定額制）を想定して議論が進んでいるため、（富士北麓地域を一体の観光エリアとしてとらえるであろう）宿泊客にとっての混乱が少ない。	<ul style="list-style-type: none">宿泊者が支払った料金の価格帯に関わらず課税額が一定であるため、支払い能力に関わらず負担を求める課税となり、より低額な料金で宿泊する宿泊客ほど負担の割合が大きくなる。
段階的定額制	<ul style="list-style-type: none">宿泊者が支払った料金の価格帯に応じて課税額が高くなるため、より支払い能力に応じた課税となる。	<ul style="list-style-type: none">特別徴収義務者において、宿泊者を支払った料金の価格帯別に区分してそれぞれの人数を算出する作業が発生し、事務負担が増大する。近隣市町村で想定されている課税方式（定額制）とは異なるため、（富士北麓地域を一体の観光エリアとしてとらえるであろう）宿泊客にとって混乱が生じる可能性がある。

④OTAは宿泊税込みの料金表示ができず現地徴収。特にインバウンド客に説明するのが難しい。

→ OTAでも取り決めによって宿泊税込みの料金表示は可能です。

宿泊税を「宿泊施設」 or 「旅行業者・OTA」のどちらが徴収するかについては、旅行業者－宿泊施設間での取り決めで決める事となっています。

現状、宿泊税導入地域の宿泊事業者向けQ & Aや説明会でも同様の説明がなされています。

■熱海市宿泊税に係るQ & A（令和6年6月作成）

Q5. 旅行業者は宿泊時の特別徴収義務者となっておりませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。

A

旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできます。宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者の方とホテル、旅館等との間で取り決めていただくことになります。

最終閲覧：2025年10月

https://www.city.atami.lg.jp/_res/projects/default_project/page/001/016/815/qa.pdf

■長崎市宿泊税実務者説明会での質疑応答（令和5年2月13日（月）開催）

質問内容	回答
OTA（オンライントラベルエージェントの略でオンライン上でのみ営業を行う旅行代理店）から、宿泊税を宿泊料金に含めて料金表示したいとの要望があるが可能か。	宿泊税を含めた料金表示にしていただいて結構です。その際は、OTAから宿泊施設に対し支払われる宿泊料金の中から、宿泊税に該当する部分を申告して納付していただくことになります。
事前決済した場合の OTA から宿泊施設への宿泊税の入金は、タイムラグがあるため約 3か月後になる。よって市に納入する際には先に手出しことなる。経理上の処理はどうしたらよいのか。	制度上、特別徴収義務者として宿泊施設の皆様に宿泊税を納入していただく際の経理上の問題については、市側では特に対応ができないため、その点については税理士等に相談をお願いします。

最終閲覧：2025年10月

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/uploaded/attachment/25506.pdf>

【販売事例】JTB（北九州市）

03 【るるぶ】 【宿泊税込】 【訳あり】 素泊まりプラン（駐車場満車の為、利用不可）【直前割】

お部屋：【喫煙】シングルルーム（11平米）11平米

ホテル斜め前にスーパー有
ほっともっと徒歩15秒
コンビニ徒歩1分

09 【るるぶ】 【宿泊税込】 【駐車場利用可】スタンダード【朝食無】

お部屋：【喫煙】シングルルーム（11平米）11平米

門司港レトロ
徒歩5分

【販売事例】じゃらん（大阪市）

日本橋駅7番出口より徒歩2分のビジネスホテル【コンビニ】

レックスインなんば

大阪日本橋駅7番出口より徒歩2分 なんば1駅（徒歩10分）長堀橋1駅 国立文楽劇場駅

この宿をクリップする
宿メルマガ メールする

宿泊プラン

レックスインなんばの基本情報 | 料金・宿泊プラン一覧 | クチコミ | MAP

社会人野球日本選手権応援プラン！ 京セラドームまで直通3駅 朝食パンケーキ付・宿泊税込

日付未定 1部屋 大人1名

宿泊料金 8,900円～ (税込・サービス料込)

予約受付期間：2025年10月25日～2026年4月30日

※この期間のみご予約いただけるプランとなります。

支払方法

現地決済 / オンラインカード決済

子供料金

小学生 大人料金の100%

幼児：食事・布団あり 0円

幼児：食事あり 0円

幼児：布団あり 0円

幼児：食事・布団なし 0円

料金特記

大阪府条例により1人1泊当り（5000円～14999円：200円、15000円～19999円：400円、20000円～：500円）の宿泊税を別途いただきます。

予約金

空室をカレンダー

キャンセル規定

一人当たりの料金（ルームチャージはルームあたり）

2日～1日前 宿泊料金の20%

当日 宿泊料金の80%

無連絡キャンセル 宿泊料金の100%

お電話での新規予約は9月28日をもちまして終了いたしました。
既に予約済みの方で変更・キャンセルを行いたい場合は[こちら](#)

⑤低価格帯の宿泊施設の免税点については慎重に検討してほしい。

→ 下記の理由から免税点は設けない想定です。

- ・旅行者に対して提供される公共サービスは宿泊料金にかかわらず一律であり、旅行者が享受する受益も同様です。このため、受益者負担の観点からは、宿泊料金にかかわらず、宿泊者全体にご負担いただくことが適切であると考えます。
- ・また、免税点を設けた場合、宿泊者を支払った宿泊料金に応じて「免税点以上」と「免税点未満」に区分する確認作業や、それぞれの人数を把握・集計する作業が特別徴収義務者（宿泊事業者）に新たに発生します。特別徴収義務者（宿泊事業者）の事務負担軽減という観点からも免税点は設けない方が適切と考えます。

⑥違法民泊への対応について

→ 山梨県と協力して是正指導を行います。

①旅館業法による**許可**を受けた民泊（簡易宿所）

例）営業日数が年間181日以上

諸官庁：山梨県富士・東部保健所【旅館業法による許可】

②住宅宿泊事業法による**届出**を行った民泊

例）営業日数が年間180日以内の民泊

諸官庁：山梨県福祉保健部衛生薬務課【住宅宿泊事業法による届出】

上記諸官庁と連携・協力して是正指導を実施します。

►違法民泊の把握にご協力をお願いします。

【参考】民泊取り締まり強化へ＝自治体と規制策検討－観光庁（2026/1/6）

観光庁が、迷惑行為が発生している民泊施設の運営事業者について、自治体が取り締まりを強化できる方策の検討に乗り出すことが分かった。不適切な事業者には行政処分が可能だが、これまでに行われた例はほとんどない。処分に必要な証拠をつかむのが難しく、同庁は一部自治体と連携し、「どう背中を押せば、自治体が規制しやすくなるか」（担当者）を探る。

（出典：官庁速報）